

令和3年度の介護保険料について



65歳以上の人の介護保険料の基準額は、3年度ごとに見直しをします。

基準額は必要なサービスや被保険者数の見込みを基に算定しており、令和3年度から令和5年度までの1人当たりの基準額は、年額66,800円(月額5,567円)です。

本人およびその世帯員の課税状況や所得に応じて、表の16段階に区分され、年間の保険料が決まります。

※低所得者(第1～3段階)の介護保険料は公費負担により軽減しています。

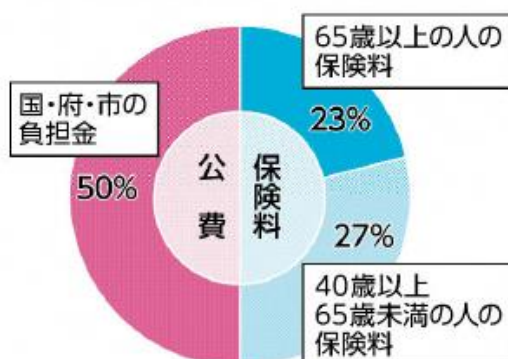
※第2号被保険者(40歳～64歳の人)の保険料は、加入している医療保険によって異なります。

介護保険料納入通知書を6月中旬に送付

介護保険は、公費と皆さんが納める保険料を財源(円グラフ)に運営されています。

6月中旬には、第1号被保険者(65歳以上の)に、令和3年度の介護保険料納入通知書を送付しますので、介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が決められています。

年金が年額18万円以上の人は、基本的に年金から天引き(特別徴収)となりますが、年度途中で65歳になった人や、本市へ転入した人などは一時的に市から送付される納付書や口座振替で納入(普通徴収)となります。

固高齢介護課(☎983-1328)

■ 介護保険料(令和3年度)

所得段階	対象となる人	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(表下の1)の受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(同2)＋公的年金等収入額(同3)が80万円以下の人	基準額×0.30	20,040円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.50	33,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が120万円を超える人	基準額×0.70	46,760円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	60,120円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超える人	基準額×1.00	66,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.09	72,810円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.30	86,840円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	100,200円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	113,560円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.90	126,920円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	140,280円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.30	153,640円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.40	160,320円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	基準額×2.50	167,000円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の人	基準額×2.60	173,680円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1500万円以上の人	基準額×2.80	187,040円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1～3段階の基準額に対する割合を軽減しております。

1 「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

2 「合計所得金額」とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階第1～5段階では、公的年金等に係る雑所得金額を控除した額とします。さらに、すべての所得段階で「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。また、令和3年度以降は税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げなかった場合と同額に調整して計算します。

3 「公的年金等収入」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

市税・国民健康保険料は納期内に納めましょう

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。市税等は市役所や金融機関、コンビニ、スマートフォン決済(PayPay)で納付できますので、期限内に納付してください(取扱金融機関やコンビニは納付書の裏面に記載しています)。

なお、6月15日(火)までに手続きをした場合は、納期が7月の固定資産税・都市計画税第2期分、国民健康保険料第2期分から、7月15日(木)までに手続きをした場合は、納期が8月の市府民税第2期分、国民健康保険料第3期分から振替します。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、ゆうちょ銀行へ直接申し込みください。

納期限が過ぎた市税・料は京都府税務機構に移管します。期限内に納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合「京都府税務機構」に徴収事務を移管します。

納付が困難なときは災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限までに税務課収納係へご相談ください。

※内容により、京都府税務機構で相談いただく場合があります。

市税・国民健康保険料の納期は税(料)目により異なります

■市税・国民健康保険料の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税・都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

※12月の納期限は28日です。

税務課収納係(☎983-1328)